

秋田県公報

目 次

ページ

規 則

○秋田県税条例施行規則及び秋田県税事務取扱規則の一部を改正する規則(二七・税務課)……………1

告 示

○都市計画の決定による送付図書の縦覧(三〇八、三〇九・都市計画課)……………2

○道路区域の変更及び供用開始(三一〇・道路課)……………2

○道路区域の変更(三一・三二・道路課)……………2

公 告

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………3

○市町村営土地改良事業の施行の同意(由利地域振興局農林部)……………3

○市町村営土地改良事業の変更の同意(仙北地域振興局農林部)……………4

議 会 規 則

○秋田県議会会議規則の一部を改正する規則(二・議事課)……………4

人 事 委 員 会 公 告

○平成二十年度秋田県職員採用試験公告 二件……………4

○平成二十年度警察官採用試験公告……………6

規 則

秋田県税条例施行規則及び秋田県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十七号

秋田県税条例施行規則及び秋田県税事務取扱規則の一部を改正する規則
(秋田県税条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第十六条の第二項(」の下に「法第五十五条の第二項、法第五十五条の第三項、」を、「第七十二条の三十八の第二十二項」の下に、「法第七十二条の三十九の第二第三項、法第七十二条の三十九の第四第三項」を加える。

第十一条第一項中「第三項(」の下に「法第五十五条の第二第三項、法第五十五条の第四第三項、」を、「第七十二条の三十八の第二十二項」の下に、「法第七十二条の三十九の第二第三項、法第七十二条の三十九の第四第三項」を、「第七百条の第二十一第二項において準用する場合を含む。)」の下に、「法第五十五条の第二項、法第五十五条の第四第二項」を、「同条第七項において準用する場合を含む。)」の下に、「法第七十二条の三十九の第二第二項、法第七十二条の三十九の第四第二項」を加える。

第十四条の二中「又は法第二十条の九の五第二項」を、「法第二十条の九の五第二項、法第五十五条の第二第五項、法第五十五条の第四第五項、法第七十二条の三十九の第二第五項又は法第七十二条の三十九の第四第五項」に改める。

第十五条第一項の表中「第十九条の七第三項」の下に、「法第五十五条の第二第三項、法第五十五条の第四第三項」を、「第七十二条の三十八の第二十二項」の下に、「法第七十二条の三十九の第二第三項、法第七十二条の三十九の第四第三項」を加え、「第十三条の第三第三項」を「第十三条の第三第二項」に改め、「第十五条第四項」の下に「(法第五十五条の第二第三項、法第五十五条の第四第三項、法第七十二条の三十九の第二第三項及び法第七十二条の三十九の第四第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「法第五十五条の第三第三項」を「法第五十五条の第三第二項、法第五十五条の第四第四項、法第五十五条の第四第四項、法第七十二条の三十九の第二第四項及び法第七十二条の三十九の第四第四項において準用する場合を含む。)」に改め、「第十六条第一項」の下に、「法第五十五条の第二第二項、法第五十五条の第四第二項」を、「同条第七項において準用する場合を含む。)」の下に、「法第七十二条の三十九の第二第二項、法第七十二条の三十九の第四第二項」を、「第十六条第三項(」の下に「法第五十五条の第二第三項、法第五十五条の第四第三項、」を加え、「(兼)口座振替通知書」を削り、同条第二項第五号中「第十三条の第三第三項」を「第十三条の第三第二項」に、「特別徴収義務者」を「執行機関」に改める。

第二十条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条に規定する公益法

人」を「一般社団法人(第三号に掲げるものを除く。)(若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人」に改め、同項第二号中「第二百六十条の第二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の第二第七項に規定する認可地縁団体」に改め、同項第三号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第二条第一号に規定する中間法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第二条第一項及び同法第二十四条第一項の規定により存続する一般社団法人」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「申請法人等」を「申請法人」に改める。

第二十一条第二項第六号中「法人等市町村民税課税資料」を「法人市町村民税課税資料」に改める。

第二十七条第一項第三号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人」に改め、同項第十四号中「第二百六十条の第二第一項に規定する地縁による団体」を「第二百六十条の第二第七項に規定する認可地縁団体」に改める。

第二十七条の第二第二項第五号中「第六十三条第七項」を「第六十三条第六項」に改め、同項第七号中「第六十三条第八項」を「第六十三条第七項」に改める。

様式第四十七号中「第15条第4項」の次に「(第6項)において準用する同法第15条第4項」を加える。

様式第四十八号中「承認(不承認)した」を「承認した(次の理由により承認できません)」に改め、「第15条第4項」の次に「(第6項)において準用する同法第15条第4項」を加える。

様式第五十号中「第15条の3第3項」の次に「(第6項)において準用する同法第15条の3第3項」を加える。

様式第六十九号中「(兼)口座振替通知書」及び「次の遷付金を指定のあつた金融機関口座に振り込みましたので、お年 月 日 秋田県 地成振興局 出納室長 国 総務課長 知らせします。 を削る。

（秋田県県税事務取扱規則の一部改正）
第二条 秋田県県税事務取扱規則（昭和三十三年秋田県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「所在不明法人等」を「所在不明法人」に改め、同条中「法人等」を「法人」に改める。

第百条第一号中「第十六条第一項」の下に「、法第五十五条の第二項、法第五十五条の四第二項」を、「含む。」の下に「、法第七十二条の三十九の第二項、法第七十二条の三十九の四第二項」を加え、同条第五号中「第十六条の第三第三項」の下に「、法第五十五条の第二第三項、法第五十五条の四第三項」を、「第七十二条の三十八の第二十二項」の下に「、法第七十二条の三十九の第二第三項、法第七十二条の三十九の四第三項」を加える。

第百一条第一項中「第十六条の第二第二項（）」の下に「法第五十五条の第二第三項、法第五十五条の四第三項、」を、「第七十二条の三十八の第二十二項」の下に「、法第七十二条の三十九の第二第三項、法第七十二条の三十九の四第三項」を加える。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中秋田

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧		A	B		
一般国道	新	旧	三百四十一号	A	由利本荘市岩城富田字板敷三七一番二から亀田大町字肴町二四番地先まで	四・五〇〇	一・五三二
				B	由利本荘市岩城富田字板敷三七一番二から一〇番一地先まで	一七・〇〇〇	〇・五八〇
	新		三百四十一号		由利本荘市岩城富田字板敷三七一番二から亀田大町字肴町二四番地先まで	七・〇〇〇	一・七九八

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成二十年七月十一日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

（一）場所 建設交通部道路課
 秋田県告示第三百一十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定

（二）期間 平成二十年七月十一日から同月二十四日まで

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）

県県税条例施行規則第二十条第一項第一号から第三号まで及び第二十七条の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

2 この規則による改正前の秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

秋田県告示第三百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成二十年七月十一日

一 縦覧に供すべき図書 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の決定の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第三百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成二十年七月十一日

一 縦覧に供すべき図書 秋田県知事 寺 田 典 城

河辺都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の決定の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成二十年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

県道	新	旧	区間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧	A	B		
本荘岩城線	〃	〃	A	由利本荘市岩城亀田大字肴町二番地先から富田字板敷一九番一地先まで	四・五〇〃	一・四二七
			B	〃	七・〇〇〃	一・九〇二
本荘岩城線	〃	〃		由利本荘市岩城亀田大字肴町二番地先から二二番地先まで	八・〇〇〃	〇・一〇四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年七月十一日から同月二十四日まで

秋田県告示第三百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一般国道	道路の種類	旧新別	路線名	区間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
				A	B		
百七号	〃	〃	〃	A	由利本荘市東由利館合字檜倉三番二地先から大平六七番一地先まで	七・〇〇〃	〇・五六四
				B	〃	一三・〇〇〃	〇・五四〇
百七号	〃	〃	〃	〃	一三・〇〇〃	〇・五四〇	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年七月十一日から同月二十四日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、新城川土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年七月十一日

- 一 退任理事の住所及び氏名
 - 秋田市金足堀内字堀内八十五番地 伊藤 俊雄
 - 秋田市天王字上出戸二百六十五番地 菊地福一郎
 - 字上江川一番地一 藤原 明正
- 秋田県知事 寺 田 典 城

二

- 秋田市天王字二田百四十八番地三 真壁末治郎
- 秋田市下新城野字街道端西六十九番地 中川 金作
- 飯島字天ノ袋三十番地一 保坂 壽英
- 飯島飯田一丁目七番十四号 保坂 眞人
- 秋田市天王字羽立六百二十番地二 安田 堅悦
- 秋田市下新城長岡字長岡七十八番地 安田 友一
- 上新城五丁字大村屋敷百九十番地 渡辺 良雄
- 金足下刈字館越百六番地 菊地 公明
- 就任理事の住所及び氏名
 - 秋田市金足小泉字上前二十一番地 奈良 幸一
 - 秋田市天王字上出戸二百六十五番地 菊地福一郎
 - 字上江川一番地一 藤原 明正
 - 字二田百四十八番地三 眞壁末治郎
 - 秋田市下新城岩城字槻ノ木九十八番地 石川 敏雄
 - 飯島字天ノ袋三十番地一 保坂 壽英
 - 飯島飯田一丁目七番十四号 保坂 眞人

三

- 退任理事の住所及び氏名
 - 秋田市天王字大崎字上沖中谷地十七番地一 三浦 米春
 - 昭和乱橋字宅地家後二十九番地 高橋 善知
 - 秋田市上新城道川字堂田六十番地 佐藤俊一郎
 - 就任理事の住所及び氏名
 - 秋田市天王大崎字上沖中谷地十七番地一 三浦 米春
 - 昭和乱橋字宅地家後二十九番地 高橋 善知
 - 秋田市上新城道川字堂田六十番地 佐藤俊一郎

四

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、由利本荘市から協議があった土地改良事業(館合新田地区基盤整備促進

事業)の施行について、平成二十年七月一日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。
平成二十年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、仙北市から協議があった土地改良事業(桧木内地区中山間地域総合整備事業)計画の変更について、平成二十年七月三日同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定に基づき、公告する。
平成二十年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

議 会 規 則

秋田県議会会議規則の一部を改正する規則を(ハ)に公布する。
平成二十年七月十一日

秋田県議会議長 大野 忠石工門

秋田県議会規則第二号

秋田県議会会議規則の一部を改正する規則

秋田県議会会議規則(昭和二十二年秋田県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。
第二百二十九条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改める。

附 則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)の施行の日から施行する。

人事委員会公告

平成20年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。
平成20年7月11日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

- 1 試験の種類及び程度
短大卒業程度試験
高校卒業程度試験
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
短大 保健師	1	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
大卒 診療放射線技師	1	大平療育園、脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センター、地域振興局福祉環境部に勤務して専門的技術業務に従事する。
卒業 学校栄養士	5	小学校、中学校又は県立学校に勤務して専門的技術業務に従事する。
高校卒業程度 警察事務	1	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。
高校卒業程度 警察事務	3	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。

3 給与
給与(平成20年4月1日現在)は原則として次のとおり支給される。

試験区分	給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
短大 保健師	医療職給料表(三)	2級5号給	188,900円
		1級17号給	167,000円
大卒 診療放射線技師	医療職給料表(二)	1級11号給	156,000円
		1級15号給	152,800円
卒業 学校栄養士	行政職給料表	1級5号給	140,100円
		警察事務	
高校卒業程度 警察事務	行政職給料表		

なお、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。ただし、採用日から平成22年3月31日までの期間の給料は、給料月額2%を減額して支給される。
このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者(短大卒業程度試験のうち、「保健師」、「診療放射線技師」及び「学校栄養士」を除く。この場合、外国籍の者で就職が制限される在留資格のものは受験できない。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は受験できない。

(1) 短大卒業程度試験

ア 保健師

昭和56年4月2日以降に生まれた者であって、保健師の免許を有するもの又は平成20年度中に実施する国家試験で同免許を取得する見込みのものが受験できる。

イ 診療放射線技師

昭和54年4月2日以降に生まれた者であって、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成20年度中に実施する国家試験で同免許を取得する見込みのものが受験できる。

ウ 学校栄養士

昭和56年4月2日以降に生まれた者であって、栄養士の免許を有するもの又は平成21年3月31日までに同免許を取得する見込みのものが受験できる。

エ 警察事務

昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成21年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

(2) 高校卒業程度試験

昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学(短期大学を含む。)及び高等専門学校を卒業した者又は平成21年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成20年9月28日(日)

イ 場所

秋田県庁正庁(秋田市山王四丁目1-1)

秋田県庁第2庁舎大会議室(秋田市山王三丁目1-1)

秋田県生涯学習センター(秋田市山王中島町1-1)

上記いずれかの会場で実施する。(詳細は受験票を返送の際に知らせる。)

ウ 方法

短大卒業程度試験については、短期大学卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「保健師」及び「診療放射線技師」は専門試験を行わない。

高校卒業程度試験については、高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験を行う。

短大卒業程度試験、高校卒業程度試験ともに作文試験の評価は、第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成20年10月3日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

平成20年10月16日(木)及び10月下旬

イ 場所

秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成20年11月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、短大卒業程度試験の最終合格者で各試験区分ごとの受験資格に定める免許を取得する見込みのものが、「保

健師」及び「診療放射線技師」については平成20年度中に実施する国家試験で当該免許を取得できなかった場合及び「学校栄養士」で栄養士の免許を平成21年3月31日までに取得できなかった場合は、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期

平成21年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成20年7月11日(金)から同年8月4日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成20年7月11日(金)の午前8時30分から同月28日(月)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成20年8月4日(月)の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成20年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成20年7月11日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

1 試験の種類及び程度

高校卒業程度試験(身体障害者採用)

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
一般事務	5	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。

3 給与

初任給(平成20年4月1日現在)は原則として行政職給料表1級5号給(月額140,100円)が支給される。なお、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。ただし、採用日から平成22年3月31日までの期間の給料は、給料月額2%を減額して支給される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のすべての要件を満たす者が受験できる。

(1) 昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者(学歴は問わない。)

(2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級の者

(3) 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能なる者

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

実施日 平成20年9月21日(日)

イ 場所

ルポールみずほ(秋田市山王四丁目2-12)

ウ 方法

高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験を行う。ただし、作文試験の評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成20年9月26日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

- (2) 第2次試験
- ア 実施日(予定)
平成20年10月14日(火)及び15日(水)
- イ 場所 秋田市
- ウ 方法
第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

(3) 資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表
平成20年10月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法
最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 予定時期
平成21年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付
秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所において交付する。

(2) 受験の申込み
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間
日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成20年7月11日(金)から同年8月4日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成20年7月11日(金)の午前8時30分から同月28日(月)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成20年8月4日(月)の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)を行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成20年度警察官採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。
平成20年7月11日

秋田県人事委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

平成20年度警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官B	秋田県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁
女性警察官B	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)		
		秋田県	千葉県	神奈川県
警察官B	高校卒業程度	37	2	2
女性警察官B	3			2

※ 警察官Bの受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 初任給(平成20年4月1日現在の秋田県の例)

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額

公安職給料表	1級1号給	158,100円

なお、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。ただし、採用日から平成22年3月31日までの期間の給料は、給料月額額の2%を減額して支給される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤続手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢	性別
警察官B	秋田県	昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男性	男性
		千葉県	昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男性
女性警察官B	秋田県	警視庁	昭和53年9月22日から平成3年4月1日までに生まれた男性
		昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた女性	女性

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成21年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると人事委員会が認める者

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場所	試験の方法

平成20年 9月20日(土)	秋田県警察学校 (秋田市新屋勝 平台 9-2)	体力検査
平成20年 9月21日(日)	ノースアジア大学 (秋田市下北手桜字 守沢46-1)	高校卒業程度の教養 試験及び作文試験

イ 合格者の発表

- (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成20年10月10日(金)に、県庁正面公告板等に受験
番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成20年10月下旬から11月中旬に、志望先の都県から
合格者に対して書面で通知する。

(2) 第2次試験

- ア 実施日(予定)
 - (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成20年10月17日(金)及び11月上旬から中旬
 - (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成20年11月中旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

- (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、
身体検査を行う。
- (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、
体力検査及び身体検査等を行う。
- (3) 資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。
- (4) 最終合格者の発表
 - (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成20年11月下旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲
示するほか、合格者には書面で通知する。
 - (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成21年1月下旬から2月上旬に、志望先の都県から受
験者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、秋田県警察官B及び秋田県女性警察官B採
用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官B採用候補者
名簿に登載され、当該都県の警視總監又は警察本部長からの
請求に応じて成績順に提示される。当該警視總監又は警察本
部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 予定時期

平成21年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の
各警察署、県庁1階総合案内窓口、秋田県総合生活文化会館
(アトリオン)、各地域振興局総務企画部、東京事務所、北
海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所におい
て交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警
察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵
送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、
警察本部警務課に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成20年7月11日(金)
から同年8月4日(月)までの午前8時30分から午後5時ま
で受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込
の受付は、平成20年7月11日(金)の午前8時30分から同月
28日(月)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成20年8月4日(月)の消
印のあるものまで受け付ける。

8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委
員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)
3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号
電話018(863)1111 内線2623、2624)又は県内の各警察署
に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているの
で参照すること。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
松原繁雄